令和４年１０月２１日

新型コロナウイルス感染症に伴う

高文連所属専門部主催行事等に関するガイドライン

富山県高等学校文化連盟

１　はじめに

　　このガイドラインは、高文連所属の各専門部が主催する行事等の実施にあたり、各専門部及び各専門部の所属する協会等が定めたガイドラインに留意し、富山県高等学校文化連盟及び本連盟各専門部（以下「主催者」）が行う行事、公演、発表会、交流会、コンクール、コンテスト、作品展、講習会等（以下「行事」）の開催に関する考え方を示すものである。

２　主催者が行事を開催する目安

　　主催者が行事を実施する場合には、以下の条件が確保されているものとする。

（１）高文連加盟校が、一斉休校ではなく、通常通り学校運営が行われていること。

（２）県教委から部活動等の教育活動に制限がかけられていないこと。

（３）富山県が示した感染状況に応じたレベル「新型コロナウイルス感染対策レベル指標」（Ｒ4.9.28）

に基づき、行事の開催判断を行う。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | レベル０　レベル１【感染者ゼロレベル】【維持すべきレベル】 | レベル２【警戒を強化すべきレベル】 | レベル３【対策を強化すべきレベル】 | レベル４【避けたいレベル】 |
| **催物（イベント）の開催は、原則、国の新型コロナ感染症対策の基本的対処方針の基準を適用** | （大声・声援なしのイベント）収容定員　5000人未満　人数上限　収容定員の100％（＊）（大声・声援ありのイベント）収容定員　10000人未満　人数上限　収容定員の50％（＊）＊「大声あり」「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50％（大声あり）・100％（大声なし））イベントの規模に関わらず、開催にあたっては、業種別ガイドラインを遵守するとともに三密の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、催物前後の選手・出演者や参加者の行動管理等、基本的な感染防止対策を徹底することとし、徹底出来ない場合は開催を慎重に判断する。 |
| **行事開催** | **・感染対策を行ったう****えで、開催** | **・適切な規模を判断したうえで、****可能な限り感染症対策を行っ****て開催** | **・規模縮小、無観客などの措置を講じ、可能な限り感染症対策を行ったうえで開催****・中止または延期** |

３　行事実施の可否の判断について

行事実施の可否については、各専門部会長が状況を確認し決定する。各専門部代表は、決定内容を高文

連事務局に報告する。行事が開催できない場合に備えて、上位大会への予選を兼ねた行事については、予

め、上位大会への参加者、参加団体の選考方法について各専門部で検討しておく。

４　感染防止のための留意事項（例）

**〔開催前日までの留意事項〕**

（１）参加生徒に対しては参加を強制しないこと。

（２）参加生徒・保護者に「**保護者承諾書**」の**記入・提出**について周知すること。

（３）「**参加者名簿**」の**作成**を行うこと。

（４）参加者の当日までの健康観察を行うよう周知すること。

（５）参加者・参加団体に「**当日チェックシート**」の**記入・提出**について周知すること。

（６）「参加者名簿」及び「当日チェックシート」は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される場合

があることを参加者・参加団体に周知すること。

（７）行事中に感染が疑われる者や感染者が発生した場合の対応策や緊急連絡体制を立てておくこと。また、その旨を参加者・参加団体に周知すること。

**〔開催当日の留意事項〕**

（１）適切な感染防止策を実施すること**。**

　　　ア．参加者の体調等を「当日チェックシート」で確認すること。

　　　イ．「参加者名簿」及び「参加承諾書」の回収を行うこと。なお、各書類は、万が一感染が発生した場合に備え、高文連事務局もしくは各専門部で行事終了後１ヵ月間保存すること。その際、個人情報の取扱いに十分注意すること。

　　　ウ．参加者以外の来場者（来賓・保護者・一般客等）に対して、検温や当日チェックシートの記入・提出を求めること。

　　　エ．共有して使用した物や設備の適正な消毒や清掃を行うこと。

オ．マスクの着用の徹底を図ること。

カ．こまめな手洗い、手指消毒の徹底を図ること。

　　　　キ．会場の入口等に消毒設備を設置すること。

　　　　ク．配布物や回収物は極力手渡しを避けること。

　　　　ケ．鼻水・唾液などがついたごみ及びマスクはビニール袋に密閉して捨てるよう案内すること。

　　　　コ．大声での会話が行われないよう、ＢＧＭや機械の効果音等を最小限に調整すること。

（２）会場において「３密」（密閉・密集・密接）を避ける対策をとること**。**

　　　　ア．会場入口・受付・控室等に、参加者・来場者が遵守すべき事項を掲示すること。

　　　　イ. 座席指定を行うなど、できる限り入場者の座席位置を把握すること。

　　ウ．定期的に入口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど、２方向で換気を行うこと。

　　　エ．入退出時や集合場所、待機場所等において十分な間隔を確保すること。

　　　オ．入場人数や滞在時間を制限すること。

カ．障がい者の誘導や介助を行うなどやむを得ない場合を除き、他の参加者、行事役

員等との距離（１ｍできれば２ｍ）を確保すること。

（３）会場を巡回し、感染防止策が遵守されているか確認すること。

５　行事開催中に体調が悪くなった者が発生した場合の対応策

（１）速やかに別室へ隔離すること。なお、隔離する場所をあらかじめ確保しておくこと。

　（２）対応する者は、マスクや手袋の着用を徹底すること。

　（３）原則、公共交通機関は使用せず、保護者等に迎えにきてもらうこととし、安全に帰

宅させる**こと。**

（４）以下の症状が見られる場合、「帰国者・接触者相談センター」（下記参照）へ連絡し、

指示を受けること。

　　　・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

　　　・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

|  |
| --- |
| 　　　　　　　**帰国者・接触者相談センター** |
| 相談先（感染症担当） | 電話番号（直通） | FAX番号 | 所管市町村 |
| 新川厚生センター | 0765-52-2647 | 0765-52-4440 | 黒部市、入善町、朝日町 |
| 新川厚生センター魚津支所 | 0765-24-0359 | 0765-24-9220 | 魚津市 |
| 中部厚生センター | 076-472-0637 | 076-473-0667 | 滑川市、舟橋村、上市町、立山町 |
| 高岡厚生センター | 0766-26-8414 | 0766-26-8464 | 高岡市 |
| 高岡厚生センター射水支所 | 0766-56-2666 | 0766-56-5494 | 射水市 |
| 高岡厚生センター氷見支所 | 0766-74-1780 | 0766-74-0374 | 氷見市 |
| 砺波厚生センター | 0763-22-3512 | 0763-22-7235 | 砺波市、南砺市 |
| 砺波厚生センター小矢部支所 | 0766-67-1070 | 0766-67-4270 | 小矢部市 |
| 富山市保健所 | 076-428-1152 | 076-428-1150 | 富山市 |

夜間・休日は、メッセージにより緊急電話番号をご案内します。

６　主催行事出場に係る感染（疑い）者発生時の対応

（１）**同居する親族等が濃厚接触者として特定された場合**

**・行事開催前**

・当該親族等のPCR検査結果が判明するまでは、当該生徒等本人は行事に参加できない。

・参加申し込み後の出演者、又はメンバーの変更については主催者において決定する**。**

**・行事開催中**

・当該親族等のPCR検査結果が判明するまでは、当該生徒等本人は行事に参加できない。

**・行事開催後**

　　　・対応なし

（２）**本人が濃厚接触者として特定された場合**

**・行事開催前**

・濃厚接触者と特定された者は行事に参加できない。

・ただし、**濃厚接触者が、保健所等から待機を求められている期間** （オミクロン株感染者の濃厚接触者は５日間） を経過し、症状が認められない場合は、行事参加を認める。

・参加申し込み後の出演者、又はメンバーの変更については主催者において決定する**。**

**・行事開催中**

・濃厚接触者と特定された者は行事に参加できない。

・行事継続の可否については、行事開催専門部会長が状況を確認し決定する。

・行事継続が不可能となった場合、県代表の決定、行事の結果の取り扱いについては、行事開催専門

部が判断し決定する。

**・行事開催後**

　　　・対応なし

（３）**本人が感染した場合**

**・行事開催前**

・感染した生徒等本人は行事に参加できない。

・ただし、感染者が、治療や療養が終了し、保健所や医師等の指示のもと再登校し、体調及び体力が

十分回復した時点で、行事参加を認める。

・参加申し込み後の出演者、又はメンバーの変更については主催者において決定する。

**・行事開催中**

・感染した生徒等本人は行事に参加できない。

・行事継続の可否については、行事開催専門部会長が状況を確認し決定する。

・行事継続が不可能となった場合、県代表の決定、行事の結果の取り扱いについては、行事開催専門

部が判断し決定する。

**・行事開催後**

　　　・行事終了後**５日以内**に、参加者に感染が確認された場合は、「７ 高文連主催行事における連絡体

制」に従い速やかに専門部又は高文連事務局に報告する。

　　　・保健所などの公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

（４）**学校における感染の可能性があり、臨時休業する場合**

**・行事開催前**

・臨時休業中は部活動が禁止されることから行事に参加できない。

**・行事開催中**

・臨時休業中は部活動が禁止されることから行事に参加できない。

**・行事開催後**

　　　・対応なし

（５）~~児童~~生徒本人又は同居家族等が、濃厚接触者ではないが検査を受けた場合

**・行事開催前**

・本人又は当該親族等のPCR検査結果が判明するまでは、当該生徒等本人は行事に参加できない。

・参加申し込み後の出演者、又はメンバーの変更については主催者において決定する**。**

**・行事開催中**

・本人又は当該親族等のPCR検査結果が判明するまでは、当該生徒等本人は行事に参加できない。

**・行事開催後**

　　　・行事終了後５日以内に、参加者に感染が確認された場合は、「７ 高文連主催行事における連絡体

制」に従い速やかに専門部又は高文連事務局に報告する。

　　　・保健所などの公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

（６）その他

・行事に参加できなくなった生徒の補充については、行事前の参加申込〆切後や行事期間中であっても、

当該校（チーム）に不利益が生じないように各専門部において柔軟に対応する。

・その他、不測の事態が生じた場合は、当該学校長、専門部、高文連等で対応を検討する。

7　高文連主催行事における連絡体制

